



1月に策定された「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」。新年度から新たに始まる施策や、以前よりも充実した内容に変わる施策についてお知らせします(一部、継続事業も掲載します)。

地方創生！
新年度から
変わることに



人材育成・定住促進奨学金

市内に居住する方の子どもが高校や大学などに在学した場合に奨学金を貸付け、学卒後に市内に居住して就労した場合には返還金の全額または半額を免除します。

※卒業後、1年以内に赤平市内に定住する意思のある学生を対象とします。

奨学資金

- 高校、高専(1～3年)
月額20,000円以内
- 高専(4～5年)、修学年限が2年以上の
専門学校、短大、大学、大学院
月額40,000円以内

手続きなど

- 必要書類をそろえ、毎年4月末日(本年度は6月末日)までに学校教育課総務係へ提出してください。
- ※貸与申請書、戸籍抄本、在学証明または合格通知の写し、推薦書及び成績証明書(最終出身学校長作成)、源泉徴収票などの写し(収入のある世帯員全員分)

返還期間

- 卒業後1年を経過した月から貸与年数の3倍の期間内に半年賦での返還となります。
- ※例 大学4年間貸与の場合

1年据置き+(4年×3倍)=計13年以内

返還の免除

- 卒業後、返還中の年度における基準日(5月1日現在)の居住・就労状況により、全額または半額が免除されます。

- 市内に居住・市内の企業などへ就労
全額免除
- 市内に居住・市外の企業などへ就労
半額免除

(学校教育課総務係)

しごと (雇用確保)



新規就労者助成事業

学卒者や、市外から市内企業へ新規就労された方(40歳未満)を対象として、1年以上就労した場合に「まごころ商品券」を交付します。

交付額

以下の額の「まごころ商品券」を交付。

- 学卒者 50,000円 転入就職者 30,000円

(企画調整係)



起業支援事業

市内で起業される方を対象に起業資金の2分の1以内で300万円を上限に補助します。

(商工労政係)



地域情報誌制作

まちや企業の情報誌を3,000部作成し、道内の大学・高校・専門学校に配布します。

(商工労政係)

新

持家住宅建設等助成事業

個人住宅の新築や中古住宅の購入に対して、費用の一部を助成し、定住促進を図ります。

対象者

- 市内に個人住宅を新築(建売購入含む)または中古住宅を購入し、5年以上定住する方。
- 世帯全員に市税などの滞納がない方。
- 世帯全員が暴力団構成員や暴力的破壊活動団体などに所属していない方。

新築・建売住宅助成の要件・内容

- 平成28年4月1日以降に新築に係る工事請負契約、新築住宅の売買契約を締結。
- 玄関、便所、台所、浴室、居室があり、住宅部分の延べ床面積が70㎡以上。
- 2世帯以上が入居する住宅の場合は、入居する世帯にかかわらず1世帯とみなす。
- 住宅部分が上記の要件を満たす併用住宅も対象とする。(店舗・事務所併用など)

区 分		助成額
市内 在住者	市内業者施工	180万円
	市外業者施工	150万円
市外 転入者	市内業者施工	200万円
	市外業者施工	170万円

子育て支援として、18歳未満の子どもが同居している場合、1人当たり20万円のまごころ商品券を交付します。

中古住宅購入助成の要件・内容

- 平成28年4月1日以降に売買契約を締結。
- 玄関、便所、台所、浴室、居室があり、住宅部分の延べ床面積が60㎡以上。
- 昭和56年6月1日以降に着手、または建築基準法に基づく耐震基準に適合する住宅。
- 住宅の部分が上記の要件を満たす併用住宅も対象とする。(店舗・事務所併用など)
- 申請者の配偶者及び二親等以内の者が所有している住宅は助成対象外。

区 分	助成率	限度額
市内在住者	購入費の25%	125万円
市外転入者	購入費の30%	150万円

子育て支援として、18歳未満の子どもが同居している場合、1人当たり10万円のまごころ商品券を交付します。

注意事項

- 入居後、3カ月以内に申請してください。
- 助成金受領後5年以内に転出、転居、または第三者に譲渡、賃貸借、その他権利を移転した場合は、返金を命じます。

実施期間 平成32年3月31日まで

(建築係)

ひと (定住促進)

新

持家住宅土地購入助成事業 民間賃貸住宅土地購入助成事業

3年以内に持家又は民間賃貸住宅を建設することを条件として、対象の市有地(宅地)の購入者に対し費用の9割相当額を助成します。今夏からの実施を予定しています。

対象物件

- 4月から対象物件の土地分筆測量と評価額算定を行います。下記の事項については予定ですので、今後変更する場合があります。

- 若木町東3丁目2番地
個人住宅用 6区画
- 西文京町2丁目2番地ほか
個人住宅用 11区画
- 西文京町1丁目3番地
賃貸住宅用 2区画
- 茂尻春日町3丁目1番地
個人・賃貸住宅用 5区画

助成内容

- 土地購入費の9割助成(1割相当で売却)。

助成要件

- 民間賃貸住宅土地購入助成事業については、市内に事業所(本社または支店など)がある法人または市内に住所を有する個人が対象。
- 土地購入後、3年以内に個人住宅又は民間賃貸住宅を建設していただきます。

詳細は分筆測量と評価額が確定した後、広報あかびらとホームページでお知らせします。

(建築係)

拡充

民間賃貸住宅建設助成事業

民間賃貸住宅を建設した場合に建主へ助成する金額を引上げ、建設の促進を図ります。

助成内容

- 1戸当たり下記の金額を限度に助成します。
 - 床面積30㎡以上40㎡未満 90万円を限度
 - 床面積40㎡以上 100万円を限度
- 昨年度までは40㎡未満の助成は無し。
40㎡以上は80万円を限度としていました。

引続き、「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」も実施します。リフォームに対し1戸当たり10万円を限度に助成します。

(建築係)